

令和4年度播磨町学校給食審議会（第2回） 会議録

1 開催日時

令和4年12月8日（木） 午後2時00分～

2 場 所

播磨町役場第2庁舎 3階会議室1

3 参加者

出席委員

会 長	福 本 恭 子
副会長	江 草 誠
委 員	西 川 優 子
委 員	吉 谷 千 尋
委 員	水 野 洋 子
委 員	柳 内 靖 子

事務局

教育委員会事務局	事務局部長	山 口 智
教育委員会事務局	教育次長	野 村 眞 一
教育総務課	課長	西 田 恭 一
同課学事係	係長	北 村 望
同係 管理栄養士		上 田 智 世

4 事務説明

5 審議内容

(1) 播磨町学校給食基本方針（仮称）について

令和4年度播磨町学校給食審議会（第2回） 会議録

○事務局 それでは定刻となりましたので、只今から令和4年度第2回目となる播磨町学校給食審議会を開会したいと思います。開会いたします前に、播磨町学校給食審議会設置条例第8条第2項で、審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとされている規定に対しまして、本日、1名の委員から欠席のご連絡を頂戴しております。もうお一方からは到着が少し遅くなる旨ご連絡いただいておりますが、現時点において、全委員7名のうち5名の委員が出席されていることを確認しましたので、会の開催要件が成立していることを報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、学校給食審議会会長からご挨拶賜りたく存じます。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 皆様、こんにちは。第2回ということで、第1回が夏前だったので、もう随分前のように思いますが、季節も師走の時期ということで皆様お変わりございませんでしょうか。今年最後ということになるとと思いますけれども、本日もご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。本日の配付資料につきましては、会議前のお声かけにてお揃いかと思いますので、早速ですが議事に移りたいと思います。播磨町学校給食審議会設置条例第6条第2項によりますと本審議会につきましては会長が総務することとなっておりますので、議事の進行を会長にお任せしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

○会長 はい。それでは、次第に従いまして進行いたします。まずは、事務説明とありますので、事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局 はい。それでは事務局から「本日の審議事項に係る事務的な説明」をいたします。資料1をご覧ください。

こちらの標題でございます「播磨町学校給食基本方針（仮称）」につきましては、令和3年度の第1回審議会にて教育長から諮問いたしました1つ目の項目でございます。

資料1に記載しておりますとおり、播磨町においては、従来から学校給食法第2条各号に掲げる7つの目標が達成されるよう取り組んでいるところでございます。

その一方で、学校給食を実施するに当たって、何を、どのように実施するのか、どのような点に配慮するのか、何に取り組むことで食育を推進するのか等といった基本的な指針、方針が体系立てて整理されていない実情がございました。

そこで、大層な物言いにはなってしまいますが「播磨町における学校給食を今後どのように実施していくべきか」という点について、本審議会でのご審議をお願いしようというものでございます。

なお、審議事項の題目、タイトルが「播磨町学校給食基本方針（仮称）について」となっておりますけれども、必ずしもこのような基本方針を定めるべき、定めることありきと考えて皆様に調査審議をお願いしている訳ではございませんので、その点もお含みおきのうえ、ご審議いただければと考えております。

資料1の中ほどに「関係する法令等（抜粋）」として、学校給食を実施する法的な根拠ですとか、学校給食を実施するに当たって守らなければならない基準、食育に関する法律等の名称、タイトルを列挙しております。

そして、少し目線を下げてくださいまして「整理内容」としまして、別紙「資料2」参照としております。

整理内容についても合わせてこれから説明いたしますので、資料2をご覧ください。

こちらの資料2は、先ほど「本町には基本的な方針が定められていない」と説明しましたが、兵庫県下で学校給食基本方針を定めている他の市町が2つほどございまして、その市町のを参考にして、実際に播磨町が現行体制下において意識していること、今後意識して実施しようと考えていること等を記載した資料が、資料2でございます。基本方針を定めるにしても、定めないにしても、皆様がこの場で議論するに当たって、議論のきっかけとなる資料が何もなければ議論し難いだろうと考えまして、事務局にてご用意した仮の内容ですので、学校給食基本方針（仮称）をこの資料2のように策定したい、という主旨の資料ではございませんので、お間違えのないようお願いいたします。

資料2に記載している内容についてすべてを説明することはいたしません、何個か

抜粋して説明いたしますと、1 ページ目の I 安全・安心でおいしい給食の提供（1）栄養のバランスの取れた給食、という項目に関しましては、今までの審議会でも折に触れて説明しておりますとおり、学校給食の献立については、学校給食実施基準という国が定めております基準に基づいて作成しております、栄養バランスの良いものを提供するよう、国が定めている基準を満たすよう努力しているところでございます。また、前回以前の審議会において、「学校給食費の額の妥当性について」ということで、一部答申をいただいておりますけれども、その答申に際して附帯意見としまして「定期的に額の妥当性を見直すこと」との意見を頂戴しております点からも、播磨町の今後の取組としては、適正な価格設定を維持いたしまして、栄養バランスは当然のことながら、それに加えてバラエティに富んだ充実した学校給食の提供に努める主旨の内容、ということで、もし基本方針として記載するのであれば、このような内容かな、ということでお示ししております。

つづきまして、もう一つ参考としてお示ししますと、II 食育の推進（1）給食だよりやリーフレットの配布、給食試食会や給食展の開催、という項目に関しましては、現在も学校を通じて配布しております給食だよりですとか、通例、夏頃に開催しております学校給食展をどのような狙いをもって実施しているか、という点を明らかにしている項目でございます。

また、こちらの項目につきましても前回以前に、「保護者の意見聴取方法について」、一部答申をいただきました「間接的に保護者が意見を出しやすくなる体制を構築することが好ましい」、会議のような場に参加して直接ご意見いただくのではなく、間接的に伺いの方が好ましいとのご意見でしたので、その内容から各学校の P T A 宛てにアンケート調査を実施するよう努めることとしてご意見を反映しようとするものです。

その他の項目についても関係法令等で定められている内容や従来から実施していること等を書き下し、町が今後取組もうとしている内容ですとか、食育推進計画等で既に規定している内容等を追加する構成で資料 2 を作成しております。

そして、最後、4 ページ目に V その他、関係法令等及び関連のある計画等の抜粋という項目を設けまして、学校給食法をはじめとする関係法令等を列挙しているところでございます。

ここまでの内容を踏まえて、資料1にお戻りいただきまして、ご検討いただきたい事項の説明をいたします。

資料1の一番下の部分でございます。検討いただきたい事項は、ご記載のとおり2つございまして、1つ目が、本町において、先ほどお示ししたような基本的な方針を新たに定めるべきか、それともなくてもよいか、という点、そして2つ目が、定めるべきということで総論一致図れましたら、どのような項目を定めるべきか、という点の2点でございます。

ここで議論を進めていただく上で重要な情報を共有したいと思います。

先ほど、資料2の説明をしました際、兵庫県下の他市町で定められている学校給食基本方針を参考にした、という主旨の発言をしましたが、実は、このような方針を定めている市町は、私が確認しました限り、兵庫県下においては全国的にも名前が知られている大都市である2つの市でしか、現実的に、このような包括的な方針は定められていない状況でございました。

また、播磨町においては、資料3「播磨町学校給食施設整備計画」にございますとおり、ここ数年間のうちに町内の3つの給食調理施設を新築し、その他の1つ、播磨西小学校の給食室を改修してございまして、その実施体制もこれまでは小学校給食だけの直営現場でしたが、小学校と中学校でセットとなる親子給食というものに切り替えたりですとか、その調理現場を直営から業務委託現場に切り替えたりというものが2拠点、それから従来では直営で単独調理してございました蓮池小学校についても令和5年度から業務委託に切り替わりまして、そして、唯一の直営現場においても、こちらも令和5年度から新たに設置される播磨西こども園の給食も同時に調理して配送する予定となっておりますので、直営現場においても丁度まさに今、いろいろなことが変わろうとしているところでございます。

更に、ここまでの流れとは別に、これから具体的な設計ですとか様々な調整を進めることとしておりますが、令和8年度から町内の幼稚園で給食を完全実施する予定があることから、令和4年度末までに一連の整備を終えようとしていた給食施設整備計画も延伸することが確定しております。

加えて、ご承知のとおり令和5年度からは「学校給食費を公会計化」しますので、様々な点で従来の体制から大きく変わることが確定しておりますほか、当然諸々の改正に伴って検討、想定は重ねておりますけれども、想定しきれていないことや変化に付随して影響を受ける事柄、やってみて初めて分かる事柄などが生じる可能性が高い状況かと考えてございます。

以上、そもそも兵庫県下のほとんどすべての自治体では策定していないような学校給食基本方針を「町」という規模感で策定すべきか、という点と、本町の学校給食を取り巻く環境がここ数年で劇的に変化する中で、現在の情報をもとに基本方針を定めることが果たして合理的か、という点にご留意いただきまして、ご検討いただけましたらと思います。

説明は以上となりますので、ここからの議事進行は、会長にお返しさせていただきます。

会長、よろしく願いいたします。

○会長 ご説明、ありがとうございました。それでは、審議事項の審議に入りますが、少し資料をお読み取りいただく時間が必要かと思っておりますので、5分程度、お手元の資料をお読みいただいて、後ほどご意見いただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

．．．

○会長 よろしいでしょうか。2点ほど事務局に確認したいことがあります。先ほど事務局に説明いただいた中で、このような基本方針を定められている自治体が、全国でも兵庫県下の2つの自治体が稀ということでしたが、この2つの自治体では基本方針を策定されてから一定の年数が経過しているのでしょうか、それともつい最近策定されたのでしょうか。

○事務局 そうですね。全国的にも稀ということではなく、兵庫県下においては、全国的にも知名度の高い自治体2つが策定しているという説明をしておりまして、

片方の市では平成10年代半ば頃に策定して、一定期間が経過していることから平成20年代半ば頃に見直しを実施している様子でした。

○会長 ありがとうございます。では、もう1点、基本方針のようなものを策定しなければならないような流れというものが、今現在、法的にあるのでしょうか。

○事務局 私共が確認している限りにおいて、文部科学省ですとか兵庫県が策定を求めている訳ではございませんし、何かしらの基本方針を作らなければいけないといった風潮があるとは認識してございません。

ただ、学校給食を実施する、実施しているという中で、どちらかと言えば保護者目線で配慮しまして、播磨町がどのような考え方に基づいて学校給食を実施しているか等の方針が体系立てて整理されている訳ではございませんので、そういった点についても策定すべきなのか、あるいは策定する義務はございませんので、策定せずとも構わないとするのか、大きな方向性として2つの考え方があるものと認識しております。

○会長 ありがとうございます。それでは、先ほどの事務局からの説明に対して、他にご質問、ご意見等がおありの方はいらっしゃいますか。ないようでしたら、感想等でも結構ですので、順番にご発言をお願いいたします。

○委員 資料を読ませていただいた感じでは、普段学校給食で地産地消を取り入れてくださっていたり、アレルギーの対応もきちんとしてくれていたり、という状況を踏まえたと、今現在、こういった方針のようなものがなくても特に困っていないのであれば、そこまで細かく定める必要はないのではないか、というのが第一印象です。

このような方針がないから現在困っていることが何かしらあるのか、ないのか、については少し気になっているところです。

○事務局 現実的なところとして、基本的な方針がないからといって即座に何か困った事態に陥っているか、と言えは困っていないと認識しています。

けれども1つの考え方としましては、播磨町の学校給食の体制ですとか考え方が善かれ悪しかれ変わっていく際に影響を受けるのは子どもたちですので、例えば町長や教

育長、学校長などが変わった場合であってもブレない指針、方針があれば、致命的な影響は生じない点はメリットとしてあると思います。

では、今までもそういった致命的な変化が生じたことがあったのか、何か懸念があるのか、と言われると、なかったものと承知しておりますので、なくて何か問題があるのかという面で考えても特別大きな問題を生じるものではないかな、というのが肌感覚としてございます。

そのあたりを含めまして、方針が定まっていることに一定のメリットはありますが、播磨町としてはどうでしょうか、というのが今回の審議事項とご認識いただければと思います。

○会長 ありがとうございました。では、次の委員、ご意見等をお願いいたします。

○委員 そうですね、私も基本方針がないからといって何か困るかという点からすると特に困らないかなと思いました。

資料2を読ませていただいて、保護者からするとこういったものがあって目を通すタイミングがあれば、町がこういう考えで給食を作っている、ということがすごく分かるので、なくても困らないけどあれば良いかな、とは思いました。

○会長 ありがとうございました。それでは、続いてよろしく願いいたします。

○委員 今、結構色々なところで学校給食が変わってきている真っ最中で、本当に多くの関係者がいますので、こういった方針のようなものがあると、こういう風にしたら良いだとかの方向性が分かりますので、未来につないでいくことを考えるとあった方が良いのかな、とは思います。

○会長 ありがとうございました。続いてよろしく願いいたします。

○委員 はい。本日は遅れてしまい申し訳ございませんでした。それで、基

本方針があったら学校現場はどう変わるのかなと想像しながら皆様の意見をお伺いしておりました。例えば、家庭科で献立を作成しよう、としても事情があって作れないようなメニューがあった場合はどうするのだろう、とか、今でいうとコロナ禍で調理実習が中々進まないで、学校給食の献立を考えるとということで授業の組換をしていますけれども社会情勢が変わって調理実習が前のようにできる状態になった場合、資料2に書いてあるような取組はどうなるのかな、と。指針があると良い部分がある反面、指針に書いていると縛られるという面もあるのかな、と。

地産地消にしても播磨町産が良いとしても播磨町産だけではとても賄えないですから、近隣産とか県産、国産と明記されているとありがたいとは思いますが、何かしらの事情があってそれらのものが使えない事態が発生したときに、この方針があるがために物資を納品する立場の人が苦しい立場に立たされることになって困るかな、とか、でも確かに人が変わってもブレないものがないと逆に困ることもありそうですし、基本方針という大層な形で定めないといけないものか、その辺りも分からないです。

ただ、文章として残しておくということは大切かなとは思いますが。言ったとか言わないとか、確かあの頃はこういう対応だったとか、不明瞭であったり、その場その場で結論が違ったり、ということではなくて基本として立ち返る考え方があるというのは重要かと思いました。委託業者とか調理員とか色々な立場の人にとって、こういった方針があることとないこととではどのように変わるのか、私には分からないということもあって、はっきりとしたことを申し上げにくいように感じています。漠然とした意見で申し訳ないですけど、大きなところではそういった意見です。

あと、細かなところで言えば、例えば資料2を使うということになった場合、I（3）食育につながる給食のところですけども「和食の日や季節に応じた行事等を積極的に取り入れた食育につながる学校給食の提供を目指します」とありますが、「和食の日や季節に応じた行事等を積極的に取り入れた食育」という表現では、食育と言ったら和食の日や季節に応じた行事なのか、と誤解されるかもしれないので、「積極的に取り入れ、広く食育につながるような学校給食の提供を～」等と接続していただいた方が、その下の方では横断的な食育の推進等にも触れていただいていますので、学校現場としては助かるかな、こういった記載があった方が職員間で共有し良いかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。副会長、いかがでしょうか。

○副会長 はい。基本方針のようなものがあれば、あるのがベストかなとは思っています。

ざっと資料2を拝見しまして、根拠法令等が記載されている項目はそれで良いのですが、例えば国産の食材にこだわる主旨の書きぶりがあったとして、今後食材の調達が多々難しくなって、前回以前に議論したように学校給食費の見直しをしようという場面になったときに、国産にこだわる根拠は何かという話になった際、どこにも何にも書いていないとなると、ではもっと安価な外国産の食材を中心に献立作ったら良いではないですか、という主旨のご意見に対して何も言えないのかな、と感じました。

そこでの対応とか考え方というものが例えば、安全安心を理由にする等の明確な考え方が法的な根拠としてあるのかないのか、と問われたときに町の基本的な方針としてこういったものがあって、子どもたちの安全安心だとか総合的な検討を基にして、国産の食材を使うことが決まっているとして対応するのか、それとも別の方法で対応するのか、といったときには基本方針があると私に対応する立場なら大きなメリットかなと思いました。

食育の推進であれば食育基本法がありますので、食育の推進に対して根拠を示せませし、給食施設の関係であれば学校給食の衛生管理基準等もありますし、そういった根拠的なところが明確なものは問題ないでしょうけれども資料を眺めていて唯一に近いんですけど、国産の食材というところは、県産食材の使用を推進するとかなら地産地消や食育の推進に絡めて理由が立つかなと感じましたが、全部が国産とかになると、機会を捉えて県産食材を使用しますくらいで良いのではないですか、とかもっと安価に抑える方が重要ではないですか、等と色々なご意見があると思いますので、そういった際の対応をする場合に基本方針を持ち出すか否かが策定すべきかどうかの分岐点かなと私は思いました。

○会長 ありがとうございます。保護者の方からの意見はどちらでも良いということでした。あった方が良いという意見については少し議論が必要なのではないかと思います。

また、基本方針があることのメリットを感じた一方で、基本方針があることがデメリットになる場合のご意見も見受けられました。学校給食施設の整備計画がここ数年間で大きく動いていて、まだ今後も動くような説明が事務局からもありましたので、現時点で何か大きなことを決める段階ではなく、時期尚早ではないか、という印象も受けました。

基本方針という形で何かしらの指針があった方が良いという風には思いましたけれども、具体的な内容を決めていくに当たっては、本審議会で審議していくには情報が足りていないのではないかと思います。まずは、大きな方向性として、「基本的な方針」のようなものを新たに定める必要があるか否かをお諮りしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

それと、一点、事務局に確認しておきたいのですが、ここで「基本的な方針」を新たに定める必要があるとだけ決定するような答申は可能なのでしょうか。

○事務局 そうですね、今の会長からのご質問についてですが、今回の私どもが諮問しております皆様に調査審議いただきたい内容としている事項の大きなところとしては、播磨町に今後、基本方針のようなものが必要か、それともなくても良いのではないかと、という部分かなと認識しておりますので、この辺りの方向性については答申いただければと考えておりますので、方向性だけ決定して答申いただくということであれば問題はないかと思います。

ただ、会長も少し触れておりましたとおり、今後まだ動きそうな状況、皆様が検討いただく前提となる情報、方針の基礎となる情報が出そろっていない状況の中で、基本方針の中身についてもしっかりと言及しようとするのであれば、このメンバーで議論を尽くすのは時期尚早ではないか、と言われると事務局としても否定しきれませんので、例えばですけれども「播磨町における学校給食を取り巻く環境の変化が激し過ぎて、検討の前提となる情報が不確定である」というようなことを理由にしまして、学校給食費の公会計化以後、もう少し検討すべき情報を整理したうえで基本方針の内容に関しては今後改めて諮問をしてください、との答申に、基本方針はあった方が良くても今じゃない、いつかは策定に向けて議論すべきだけと時期尚早だ、という主旨の

附帯意見を付していただく、という方法はあり得るのではないかと感じているところ
でございます。

○会長 ありがとうございました。それでは、今からお諮りする内容とし
ましては、具体的な内容や、策定の時期については含まずに、「基本的な方針」その
ものがあつた方が良いのか、それともなくても問題ないものか、という観点でお諮り
したいと思います。

播磨町において「学校給食の実施における基本的な方針」のようなものがあつた方が
良いとお考えの方は挙手願います。

—全員挙手—

よろしいでしょうか。何か、ご質問やご意見等ありましたらお願いいたします。

○委員 一点、よろしいでしょうか。今のやり取りで方向性としてはあつた
方が良いという内容が決まったという感じで良かったでしょうか。中身については別
の機会、別のメンバーでということ間違いはないでしょうか。

○会長 そうですね。方向性だけ決まったという認識です。具体的な中身を
検討する際、検討の過程で基本的な方針も要らないということになる可能性もあり得
るのではないのでしょうか。

○委員 もう目前まで迫っていますけど学校給食費を公会計化する機会に併
せて基本方針も策定することを方向性として決めました、というのは時期的にはきれ
いかなと思います。事務局が説明されたように策定する方向性だけは決めたけど、
中身については情報の整理が必要で、機を改めて、状況を見ながら検討するという感
じで、決断とまではいかないイメージですか。

○会長 今年度このメンバーからの答申で、方向性としてはいつか基本方針
を策定する方向に進みますけれども、実際に検討をする中で、その時の検討経過によ
っては、やっぱり必要ないのではないかという結論に至る可能性は否定できないもの
と思っています。ただ、今回資料をお示しいただいたようにこういった議論をする、

検討するきっかけのようなものができたという点は良かったのかな、と感じています。ご質問ありがとうございました。

他にご質問等ありますか。ないようでしたら挙手全員ということでしたので、答申の方向性としましては、「制定の時期、具体的な内容は別としても、播磨町学校給食基本方針（仮称）そのものについては新たに定める必要がある」ということで進めます。

先ほども事務局から説明がありましたが、「学校給食を取り巻く環境の変化が激し過ぎて、検討の前提となる情報が不確定である」との状況があるようにお見受けしますので、先ほど委員からもご質問があったように「令和5年度に学校給食費を公会計化した後、新体制下での実情を踏まえて、改めて諮問すべき」という主旨で附帯意見を付して、現実的には令和6年度の審議会で「播磨町学校給食基本方針（仮称）の具体的な内容」を議論いただくよう調整いただいたらどうかと考えますけれども、その他に附帯すべき意見ですとか、何か皆さまのお考えもお聞かせ願えますでしょうか。大きな流れとしては決まりつつありますけれども何かございましたらお願いいたします。

○委員 兵庫県下では2つの自治体が策定しているということでしたので、実際に具体的な内容を議論する段階では、どのような内容であるか提示いただくと検討し良いのかと思います。

○会長 そうですね。分類と言いますか、学校給食で基本方針というと資料2にあるような流れに沿って項目が分かれているのでしょうか。「I 安全・安心でおいしい給食の提供」という項目であれば4つに区分けされていて、大きな分類も参考法令等を入れて5つくらいで策定されるのがベースとしてあるように思っていますか。資料2も他の自治体を参考にして作成したとのことでしたので、他ではこのような流れがあったのだとは思いますが、その辺りいかがでしょうか。

○事務局 そうですね、市町によって書き方ですとか、もちろん中身についても大事にしているテーマ、検討内容もバラバラですし、記載する順番も異なります。この資料2を作成するに当たって参考にした自治体についても大きなタイトルの1番目からして違う項目でございます。その自治体では、食育推進関係の計画の中で地産地消のことを記載しているようでして、その計画について触れることで食育推進や地

産地消のことを取り上げて、自治体産の食材を中心として県産食材を取り入れていく体制構築を図る、という主旨で基本方針に盛り込んでおりました。

また、資料2では特段言及しておりませんが、その自治体では米飯給食についても週〇〇回を目標とする、という記載も見受けられました。播磨町の場合であれば、米飯給食で目標とする回数は内部的に設定しておりますが、今回の資料のように敢えて載せていないとする選択もあるように感じておりますので、このように1つ2つの論点であっても載せる載せないの判断が必要になることからすれば、実際に基本方針を策定する場面になれば、では現実的に何を記載しますか、というところから審議会で議論いただくことになろうかと思えます。

学校給食に関する基本方針を議論するに当たっては、取り上げるテーマによって、かなり壮大かつ多角的な情報量を必要とするものと思われまますので、今回提示しております資料2についても人によっては載せる必要がないと思われるものも記載しています。例えば、副会長の発言にあったように法的に根拠が定まっている情報も敢えて載せている項目がありますし、逆に基準がないこと、副会長の懸念のとおり地産地消をテーマにした際、国産だと広過ぎるのは総論一致するとしても県産が果たして地産地消の範囲として妥当かという明確な正解はございませんので、播磨町としてどう考えるか、という論点で言えば、基本方針を定めるのであれば当然議論した方が好ましいという意見もあります。けれどもこれに対しても正解がないので、1つのテーマに対して結論が出るまで議論するには時間が足りないからこのテーマについてはそこまで言及しないと判断する可能性もあり得るでしょうし、様々な意見があることを前提として一定の考え方に集約させるのも本審議会に求められる役割だと考えてはおります。

質問の意図から外れた回答になったかもしれませんが、自治体によって取り上げるテーマも違えば、記載する項目やその中身、取組の重点も当然異なっていますので、参考になる部分とそうでない部分とがかなり顕著に出てくる、というのが実態かと思えます。

○会長 ありがとうございます。それでは、皆様のご意見の総論としては概ね、「播磨町学校給食基本方針（仮称）の具体的な内容については、学校給食費を

公会計化した後に新体制下での実情を踏まえて、改めて諮問すべき」とのご意見にご同意いただけたとお見受けしますので、この方向でお諮りしたいと思います。

改めて確認いたします。「播磨町学校給食基本方針（仮称）の具体的な内容については、学校給食費を公会計化した後、新体制下での実情を踏まえて、改めて諮問すべき」との附帯意見を付すことに賛成の方は挙手願います。

—挙手全員—

ありがとうございます。

挙手全員と認めますので、本審議会における答申について、「播磨町学校給食基本方針（仮称）の具体的な内容については、学校給食費を公会計化した後、新体制下での実情を踏まえて、改めて諮問すべき」との附帯意見を付すことに決定いたします。

その他、先ほど各委員からご発言いただいた内容に関しても附帯意見に付すべきものがあるかもしれませんので、次回の審議会までに事務局（案）を作成いただいて、次回答申（案）の採決をできればと思います。

事務局においては、引き続きのお手続きをお願いいたします。

冒頭で事務局からご説明いただいた本日の審議事項に関しては、これで一定の結論が得られたと思いますが、事務局として何か他にございますか。

○事務局 はい。事務局から提示しました審議事項について、一定の結論を出していただき、ありがとうございました。それでは、今後の予定についてご説明いたします。次第の一番下、その他の次回以降の欄をご覧ください。本審議会のこのメンバーのうちに具体的な内容についても一定の結論を導き出そうとした場合は、次回審議会までの間に基礎資料の準備ですとか、事前の意見集約を図る必要があると見込んでおりましたが、今日の審議結果によって具体的な内容は将来の審議会メンバーにバトンパスする運びと決定しましたので、必要に応じて、としている欄は割愛いたします。

そして、次回審議会の開催日時に関しましては別途日程調整をいたしますが、恐らく、

次回開催する審議会にて事務局で作成した答申（案）について必要に応じて修正を加えていただいた上で採決いただきましたら、諮問しております4つの事項に答申が得られたこととなりますので、別途、今まで頂戴しております他の答申内容も含めまして最終答申の案をご用意いたしまして、最終的な採決をお願いしたいと考えております。繰り返しになりますが、本日決定いただいた大雑把な方向性としては、「基本方針はあった方がよい」「しかし具体的な内容は将来議論すべき」という内容であったと思いますので、この内容で答申（案）を作成したいと思います。

事務局からは以上でございますが、委員の皆様から疑問点等あればお願いいたします。特段ないようでしたら、本日の審議会はこれにて閉会したいと思います。閉会に当たりまして会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。本当に円滑に議論が進みまして、本日の審議会も無事に終わることができました。このメンバーでの審議会も後もう一回ということですが引き続きよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

（閉会 午後2時50分）